

コンプライアンス研修

犯収法規則改正による 本人確認等の内容について 適用開始2027年4月1日～

2026年6月25日（木）

【マネー・ローンダリング対策等に関する法制度】

目 的	○国民生活の安全と平穏の確保 ○経済活動の健全な発展に寄与
措 置	○事業者への防止措置の義務付け ○マネー・ローンダリングの処罰 ○犯罪による収益の剥奪 ○テロリズムに対する資金供与の防止
防 止 規 定	↓ 犯罪収益移転防止法 顧客等の取引時確認 記録等の作成・保存 疑わしい取引の届出 外為法 顧客等の本人確認 記録の作成・保存
取 締 規 定	組織的犯罪処罰法 麻薬特例法 マネー・ローンダリングの処罰 法人等事業経営支配 (薬物) 犯罪収益等隠匿 (薬物) 犯罪収益等收受 (薬物) 犯罪収益等の剥奪 没 収 追 徴 没収・追徴保全命令 テロ資金提供処罰法 外為法 国際テロリスト等財産凍結法 テロリストへの資金提供者等を処罰 テロリスト等に対する資産凍結等

銀行等のマネロン及びテロ資金供与対策（AML/CFT）に係る法令上の義務

- 銀行等は、為替取引等に関して、AML/CFTとして、犯罪による収益の移転防止に関する法律や外国為替及び外国貿易法等に基づき、各種の義務が課されている。主なものとその概要は以下の通り。

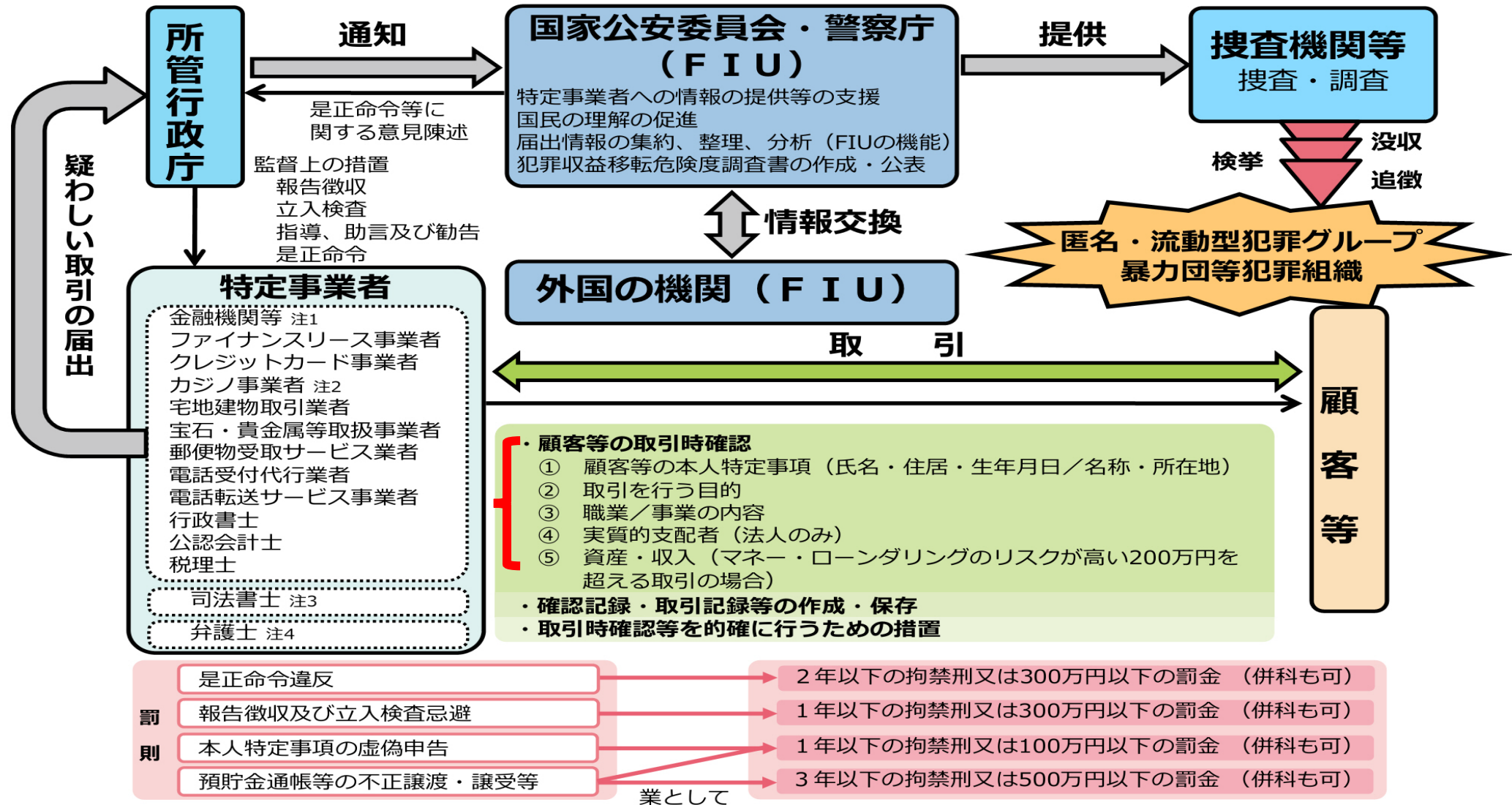
● 法令上の主な義務とその概要

犯収法	取引時確認	銀行等の特定事業者は、顧客等との間で、その行う業務のうち預貯金契約の締結や一部の為替取引等の特定取引を行うに際しては、<u>当該顧客等の本人特定事項の確認等を行わなければならない（第4条）</u>
	確認記録の作成・保存	取引時確認に係る事項、取引時確認のためにとった措置等を記録し、取引に係る契約が終了した日等から7年間保存しなければならない（第6条）
	取引記録等の作成・保存	取引の期日・内容等を記録し、取引が行われた日から7年間保存しなければならない（第7条）
	疑わしい取引の届出	- 特定業務に係る取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪に当たる行為（犯罪収益等の隠匿）等を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに届け出なければならない（第8条第1項） - 上記判断は、取引時確認の結果、当該取引の態様等を勘案し、当該特定事業者が他の顧客等との間で通常行う取引の態様や当該顧客との間で行った取引の態様等との比較等に従って取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法等により行わなければならない（第8条第2項等）
外為法	支払等の確認	銀行等は、顧客の外国へ向けた支払等が同法に基づく許可を受ける義務等が課されている場合に当該許可等を受けていることを確認した後でなければ、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行ってはならない（第17条）
	本人確認	銀行等は、一定額超の顧客の外国へ向けた支払等に係る為替取引を行うに際しては、当該顧客の本人確認を行わなければならない（第18条）
財産凍結法 テロリスト 国際	公告国際テロリストを相手方とする行為の制限	何人も、公告国際テロリストを相手方とした預貯金等債務の履行等については、その相手方が当該行為に係る許可証を提示した場合を除き、当該行為をしてはならない（第15条）
銀行法等	体制の整備	その業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない（銀行法第12条の2等）

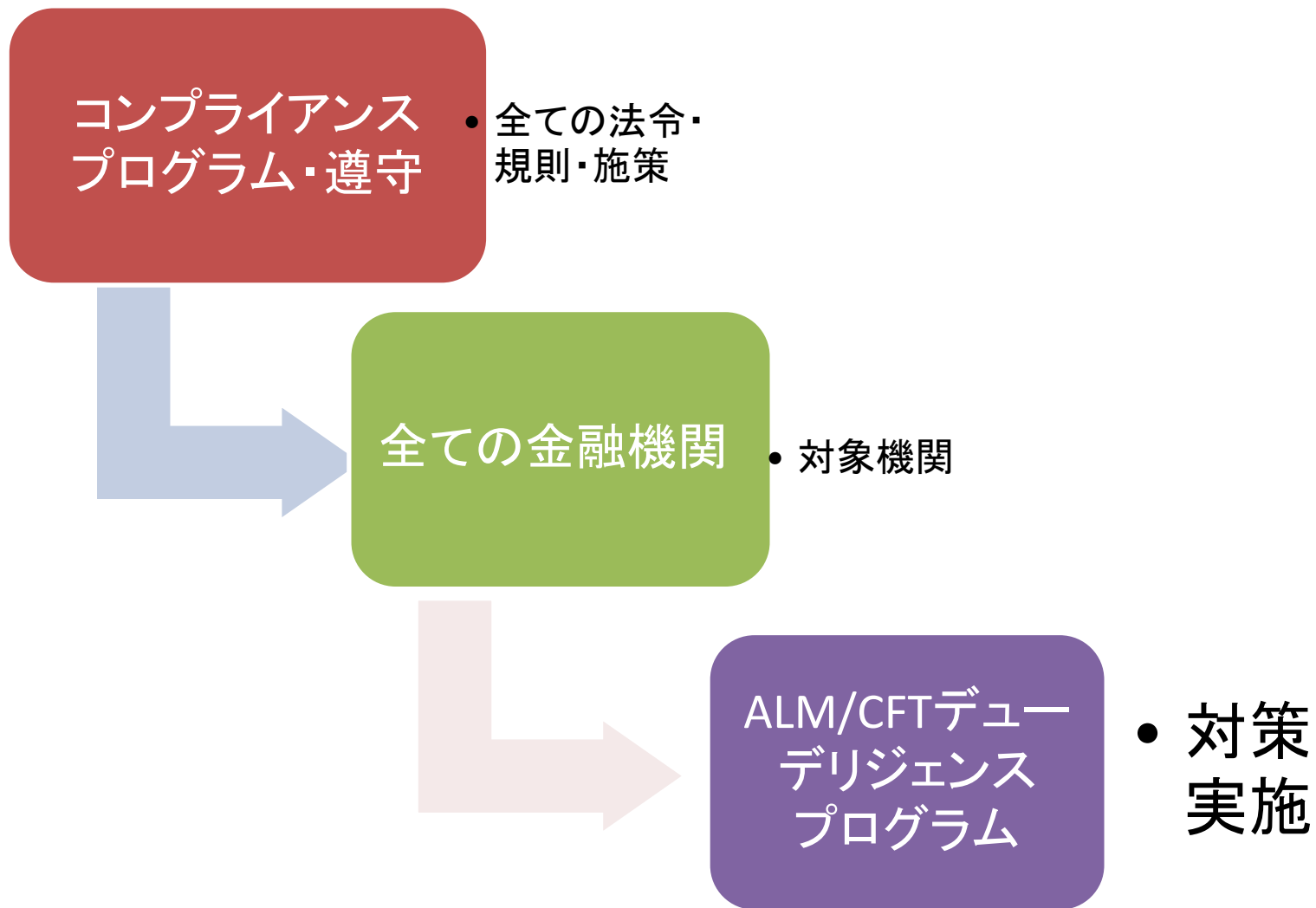
- 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」においては、上記義務の履行に際して、以下を行うことをそれぞれ「取引フィルタリング」「取引モニタリング」と定義している。

取引フィルタリング	取引前や経済制裁対象者等リストが更新された場合等に、取引関係者や既存顧客等について経済制裁対象者等のリストとの照合を行うこと等を通じて、経済制裁対象者等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法。
取引モニタリング	過去の取引パターン等と比較して異常取引の検知、調査、判断等を通じて疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させることを通じてリスクを低減させる手法。

【犯罪収益移転防止法の概要】



AML/CFT対策：金融機関の義務



デューデリジェンス・プログラムの効率的実行

○リスク・プロファイリング(ファイルの作成)

具体的項目

- ①顧客の所在
- ②業種・事業
- ③受益者
- ④取引額

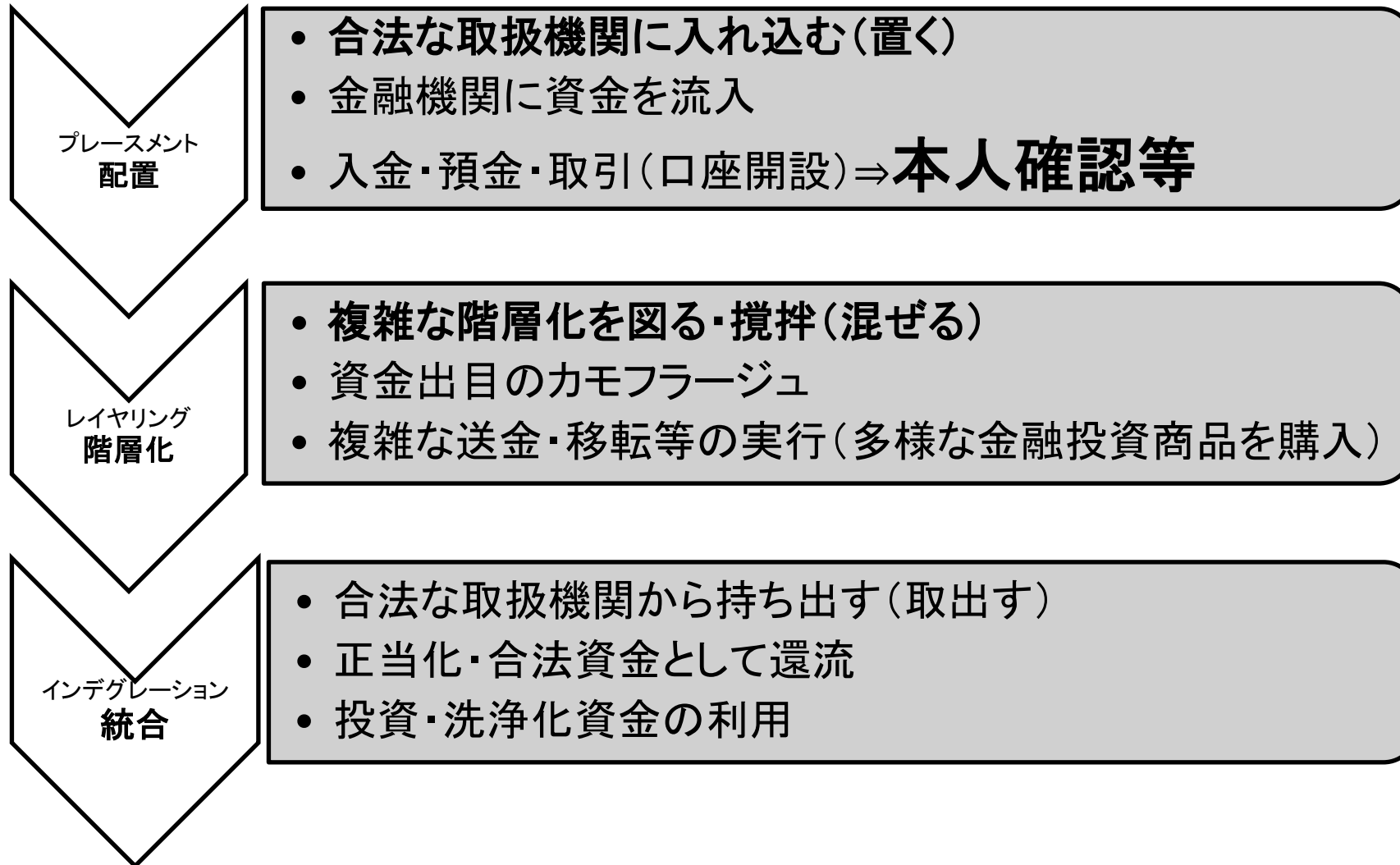


スクリーニング

(リスクの高低を仕分け・分類⇒対策の重点化)

AML/CFTのやり方・流れ

金融機関利用の3ステップ



統合法の改正法：令和6年法律第46号

名称：「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための**デジタル社会形成基本法等**の一部を改正する法律」（2024年6月7日公布）

性格：デジタル社会のインフラを整えるため、複数の法律（デジタル社会形成基本法、情報通信技術活用行政推進法、マイナンバー法、そして**犯収法**など）をまとめて改正したもの

令和6年法律第46号の全体像（ポイント）

○特定法人事項変更届出に関する特例

法人の登記情報（名称や所在地）が変更された際、各行政機関への個別の変更届出を不要にし、バックグラウンドで自動連携・処理できるようにする仕組みの導入

○データの品質確保

公的データベースなどのデータを正確かつ最新に保つための基本原則の追加

○安全・確実な本人確認の推進⇒犯収法に取込む

オンライン手続きにおける、マイナンバーカード（公的個人認証）の積極的な活用

犯収法：本人確認等の見直しの経緯

○近年、偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座等が特殊詐欺等の犯罪に悪用されるなど、治安上の大きな課題となっている。

○こうした情勢を背景に、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）において、**犯収法に基づく対面、非対面の本人特定事項の確認方法を見直す**旨が記載された。

⇒ **具体的は、犯収法規則を改正**

偽変造された本人確認書類が悪用された事例

【事例 1】 偽造運転免許証を利用してインターネット口座開設サービスで預金口座を開設した詐欺事件

銀行が提供するインターネット口座開設サービスを利用し、架空の人物名義の偽造運転免許証の画像データを送信して口座開設を申し込み、指定した郵送先にて配達員に対し当該偽造運転免許証を提示して架空の人物になりすまし、銀行から郵送されたキャッシュカードを詐取したものの。（愛知ほか 令和4年3月ほか）

【事例 2】 偽造マイナンバーカードを利用して他人名義でスマートフォンの機種変更を行った詐欺事件

携帯電話販売店にて、偽造マイナンバーカードを提示して他人になりすまし、機種変更名目でスマートフォンを詐取したもの。さらに、高額の腕時計をインターネットで注文した上で偽造マイナンバーカードを提示して他人になりすまして店頭受取したほか、買取店に対しても偽造マイナンバーカードを提示して他人になりすまして当該腕時計を売却したもの。（愛知ほか 令和 6 年 4 月ほか）

犯収法第4条1項（取引確認）

第4条 特定事業者は、顧客等との間で、取引を行うに際しては、犯収法規則で定める方法により、当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項

自然人にあつては氏名、住居及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容

四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあつては、その者の本人特定事項

犯収法第4条1項の確認事項

区分1g	本人特定事項 1項1号	顧客管理事項 1項2号3号4号
自然人	①氏名 ②住所 ③生年月日 } 1号	①取引目的 2号 ②職業 3号
法人	①名称 ②本店 /主たる事務所の所在地 } 1号	①取引目的 2号 ②事業内容 3号 ③実質的支配者の本人特定事項 4号

犯収法第4条2項（ハイリスク取引確認）

特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号（なりすましの疑い等）のいずれかに該当する取引を行うに際しては、犯収法規則で定めるところにより、

当該顧客等について、

(1)前項各号に掲げる事項

並びに

(2)当該取引がその価額が政令で定める額（200万円）を超える財産の移転を伴う場合にあっては、**資産及び収入の状況の確認**を行わなければならない。

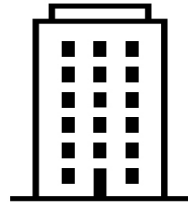
犯収法に基づく取引時確認における確認対象（法第4条第1項・第2項）

【通常の特定取引】



自然人

- ① 本人特定事項
 - ・ 氏名、住居、生年月日
- ② 取引を行う目的
- ③ 職業



法人

- ① 本人特定事項
 - ・ 名称
 - ・ 本店又は主たる事務所の所在地
- ② 取引を行う目的
- ③ 事業の内容
- ④ 実質的支配者の本人特定事項（氏名、住居及び生年月日）



現に特定取引等の任に当たっている自然人

（※顧客等と異なる場合に限る。）

- ① 本人特定事項
 - ・ 氏名、住居、生年月日

② 顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められること（取引権原）

※顧客等が国等である場合は、現に特定取引の任に当たっている自然人（代表者等）の本人特定事項のみを確認することで足りる。

【ハイリスク取引】 ※取引の相手方が、契約締結時の取引時確認に係る顧客等になりすましている疑いがある取引等



共通

①（通常の特定取引と同じ事項（上記①～））

+

②（取引に200万円を超える財産の移転を伴う場合）
資産及び収入の状況

犯収法第6条（確認記録の作成義務等）

第6条 特定事業者は、取引時確認を行った場合には、直ちに、犯収法規則で定める方法により、当該取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録（以下「確認記録」という。）を作成しなければならない。

2 特定事業者は、確認記録を、特定取引等に係る契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、7年間保存しなければならない。

犯収法施行規則第6条

六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項

(本人特定事項) に係るものは、次の各号に掲げる顧客等（自然人・法人等）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

イ～ヨ

二 法第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等（第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る。）

三 法人である顧客等 次に掲げる方法のいずれか

イ～ホ

改正の主眼：非対面形態の本人確認手続

デジタル
化推進



特殊詐欺
マネロン
対策



非対面

アナログ手法の廃止

廃止される非対面形態の本人確認方法

確認書類の画像＋顔 写真の送信

○運転免許証などの表面・厚み等をスマホで撮影し、自分の顔写真（セルフイー）と一緒に送信する「eKYC」のホ方式など

確認書類の写し（コピー）の郵送止

○現行で行われている本人確認書類のコピーを郵送してもらい、転送不要郵便を送る方法

改正後の方法「ICチップの読み取り」を伴う方法への一本化（偽造が困難）

公的個人認証（JPKI）の活用

マイナンバーカードのICチップをスマホにかざし、電子証明書を使って瞬時に本人確認を行う方法（最も安全かつ推奨される方法）

運転免許証等のICチップ読み取り eKYC

運転免許証や在留カードのICチップをアプリ等で読み取り、さらに顔写真を撮影して照合する方法

対面の本人確認方法の見直し

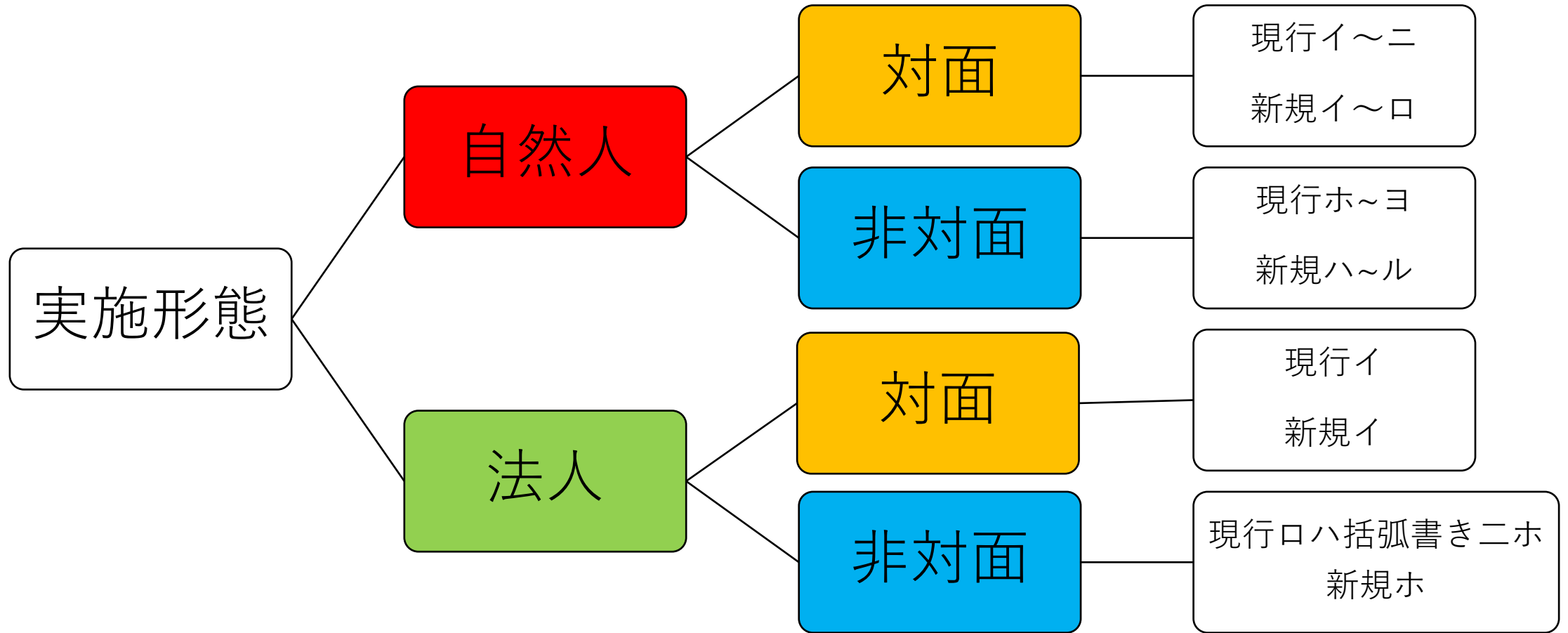
- 写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、**対象書類をＩＣチップ付きのもの（※１）に限定するとともに、当該ＩＣチップの情報の読み取り（※２）を必須とする（※３）。**
 - （※１） マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、日本国旅券等を想定。
 - （※２） デジタル庁提供のマイナンバーカード用アプリや民間のツールの活用を想定。
 - （※３） 本人限定受取郵便を用いる方法においても同様に措置。
- 写真なし本人確認書類の提示を受け、かつ、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付等する現行の方法につき、**対象書類の変更（※４）を行うとともに、ＩＣチップ付きの書類の提示を受ける場合はＩＣチップ情報の読み取りを必須とする。**
 - （※４） ＩＣチップがない写真付き本人確認書類（身体障害者手帳等）、偽造・改ざん対策が施された写真なし本人確認書類（住民票の写し等）、ＩＣチップがある写真なし本人確認書類（１６歳未満の在留カード等）に限定。
- 上記方法が実施困難である非居住外国人等については、写真付き本人確認書類を提示させることとする（※５）。
 - （※５） 特定事業者において、顧客等が非居住外国人等であることを確認することが前提となる。

非対面の本人確認方法の見直し

- **自然人の本人確認方法につき、ICチップ付き本人確認書類のICチップ情報の送信を受ける方法を原則とする。**
 - ・ 自然人の本人確認方法につき、本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法、本人確認書類の写しの送付を受ける方法を原則廃止し、ICチップ付き本人確認書類のICチップ情報の送信を受ける方法等を存置。
 - ・ ICチップ付きの本人確認書類については、マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等を想定。
- **ICチップ付き本人確認書類を保有しない者への対応として必要な補完措置を整備。**
 - ・ 偽造を防止するための措置が講じられた住民票の写し、印鑑登録証明書等の原本の送付＋転送不要郵便による方法等を規定。
 - ・ また、本邦内に住居を有しない外国人等の場合は、本人確認書類の原本若しくは写しの送付又は画像情報の送信＋転送不要郵便による方法等を規定。
- **法人の代表者等の本人確認方法についても、上記と同様に措置。**
 - ・ このほか、法人の本人確認方法につき、本人確認書類の写しの利用を原則不可とし、原本に限定。

本人確認の実施形態（チャネル）

対面：窓口、非対面：郵送・オンライン等



犯収法施行規則第6条1項1号の構造

対面						非対面												
現行	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ			
新	イ	ロ	廃	止		ハ	ニ	ホ	廃止	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ
対面			非対面							特例								

【犯罪収益移転防止法施行規則の改正による本人確認方法の見直し】

規定（※１）		本人確認方法の内容	今回の見直し（令和９年４月１日施行）	改正後の号の細分
イ	対面	写真付き本人確認書類の提示	・対象となる写真付き本人確認書類をＩＣチップ付きのものに限定 ・当該書類の提示に加え、ＩＣチップ情報の読み取りを義務付け ⇒ ① <u>ＩＣチップ及び写真付きの本人確認書類の提示</u> ＋② <u>ＩＣチップ情報の読み取り</u>	イ
ロ		①写真なし本人確認書類の提示 ＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付	・対象となる本人確認書類を変更（※２） ・ＩＣチップがある場合はＩＣチップ情報の読み取りを義務付け ⇒ ① <u>本人確認書類（※２に記載のもの）の提示</u> ＋② <u>取引関係文書の転送不要郵便での送付</u> （＋③ <u>ＩＣチップがある場合はＩＣチップ情報の読み取り</u> ）	ロ
ハ		２書類の提示	廃止	
ニ		１書類の提示＋原本／写しの送付	廃止	
ホ	非対面	特定事業者が提供するソフトウェアによる、顧客等の容貌及び本人書類の画像情報の送信	廃止	
ヘ		特定事業者が提供するソフトウェアによる、 ①顧客等の容貌の画像情報の送信 ＋②ＩＣチップ情報の送信	特定事業者が提供するソフトウェアによる、 ①顧客等の容貌の画像情報の送信　＋②ＩＣチップ情報の送信	ハ
ト		特定事業者が提供するソフトウェアによる、 ①本人確認書類の画像情報の送信／ＩＣチップ情報の送信 ＋②銀行照会／口座確認	・本人確認書類の画像を用いる方法は廃止 ・ＩＣチップを用いる方法は存置 ⇒ ①特定事業者が提供するソフトウェアによるＩＣチップ情報の送信 ＋②銀行照会／口座確認	ニ
チ		①本人確認書類の原本の送付／特定事業者が提供するソフトウェアによる本人確認書類の画像情報又はＩＣチップ情報の送信 ＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付	・本人確認書類の画像を用いる方法は廃止 ・原本について対象となる本人確認書類を変更 ・ＩＣチップを用いる方法は特定事業者が提供するソフトウェアを用いる方法に変更 ⇒ ①本人確認書類の原本（※３）の送付／特定事業者が提供するソフトウェアによるＩＣチップ情報の送信 ＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付	ホ
リ		①現住居の記載のある本人確認書類の写し２種類の送付／①⑥本人確認書類の写し１種類＋⑥現住居の記載のある補完書類又はその写し ＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付	廃止	
ヌ		一定の取引（※４）における、 ①本人確認書類の写し１種類の送付 ＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付	一定の取引（※４）における、 ①本人確認書類の写し１種類の送付　＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付	ヘ
ル（※５）		①カード代替電磁的記録の送信 ＋②当該記録が顧客等のものであることの確認	①カード代替電磁的記録の送信　＋②当該記録が顧客等のものであることの確認	ト
ヲ		本人限定郵便による取引関係文書の送付 （郵便事業者等への写真付き本人確認書類の提示 ／①郵便事業者等へのカード代替電磁的記録の送信 ＋②当該記録が顧客等のものであることの確認）	・対象となる写真付き本人確認書類をＩＣチップ付きのものに限定 ・当該書類の提示に加え、ＩＣチップ情報の読み取りを義務付け ⇒ 本人限定郵便による取引関係文書の送付 （①郵便事業者等へのＩＣチップ及び写真付きの本人確認書類の提示 ＋②ＩＣチップ情報の読み取り ／①郵便事業者等へのカード代替電磁的記録の送信 ＋②当該記録が顧客等のものであることの確認）	チ
ワ		民間電子証明書	民間電子証明書	リ
カ		公的個人認証	公的個人認証	ヌ
ヨ		民間電子証明書	民間電子証明書	ル
一	非居住外国人等（※６）に係る特例措置	一	・現行の第６条第１項第１号イに相当する方法を引き続き許容 ⇒ 写真付本人確認書類の提示	ヲ
一		一	・現行の第６条第１項第１号チの一部に相当する方法を引き続き許容 ⇒ 特定事業者が提供するソフトウェアによる、 ①本人確認書類の画像情報の送信／ＩＣチップ情報の送信／本人確認書類の原本（※３の書類を除く。）の送付 ＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付	ワ
一		一	・現行の第６条第１項第１号リに相当する方法を引き続き許容 ⇒ ①現住居の記載のある本人確認書類の写し２種類の送付／①⑥本人確認書類の写し１種類＋⑥現住居の記載のある補完書類又はその写し ＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付	カ

自然人の実施形態

非
対
面

確認方法の分類	現行規制（～2027年3月まで）	新規制（2027年4月以降）
① 本人確認書類の画像送信＋容貌撮影 （現行の「ホ」方式の一部など）	スマートフォン等のアプリ等を通じて、 本人確認書類の画像（厚み等）と本人の 顔容貌の画像をオンラインで送信すれば OK。	【廃止】 精巧な偽造書類や写真を使ったなりすましのリス クに鑑み、 画像送信による方法は廃止 される。今 後はICチップ読み取り方式への移行が必要
② 確認書類の「写し（コピー）」の郵 送＋転送不要郵便 （現行の「リ」方式など）	本人確認書類の写し（コピー）を郵送し てもらい、確認後に顧客の住所宛てに 転 送不要郵便を送付すればOK 。	【原則廃止（厳格化）】 偽造・改ざんリスクが高いため、単なる「写しの 郵送＋郵便受取」による確認は 原則認められなく なる 。（※給与振込口座開設等の低リスク取引や、 非居住外国人の特例等を除く）
③ 公的個人認証（JPKI）やICチップ情 報の送信 （現行の「へ」「ト」方式など）	マイナンバーカードを用いた公的個人認 証や、運転免許証等の ICチップ情報をオ ンラインで読み取って送信 してもら う（完全にデジタル完結）。	【継続・推奨】 偽造やなりすましが極めて困難なため、新規制下 でも 最も推奨される非対面確認方法 として存続・ 主流となる。
④ 対面取引 （現行の「イ」方式）	窓口等で本人の確認書類（運転免許証や マイナンバーカード等の 原本 ）の提示を 受け、目視等で確認する。	【継続（厳格化）】 対面での原本確認は引き続き有効だが、精巧な偽 造に対応するため、従来の目視確認だけでは不十 分となり、 ICチップ読み取り（真贋判定）を前提 とした確認 へと厳格化される。

法人の実施形態

非
対
面

確認方法の分類	現行規制（～2027年3月まで）	新規制（2027年4月以降）
① 登記情報・法人番号 + 転送不要郵便 （現行の「ロ」「ハ」の括弧書）	オンラインで登記情報や法人番号（国税庁サイト）を確認し、法人の本店宛てに 転送不要郵便を送付すればOK。	【原則廃止（厳格化）】 郵便物の送付「だけ」では不十分となり、追加の確認措置（担当者のより厳格なeKYC等）が求められる。
② 確認書類の郵送 + 転送不要郵便 （現行の「ニ」）	法人の登記事項証明書等のコピーを郵送してもらい、折り返し本店宛てに 転送不要郵便を送付すればOK。	【原則廃止（厳格化）】 上記①と同様に、単なる「書類郵送＋郵便受取」による確認は認められなくなる。
③ 商業登記電子証明書の送信 （現行の「ホ」）	法務局が発行した商業登記電子証明書（電子署名）をオンラインで送信してもらう（完全にデジタル完結）。	【継続・推奨】 偽造やなりすましが極めて困難なため、新規制下でも 最も推奨される非対面確認方法 として存続。
④ 対面取引 （現行の「イ」）	窓口で法人の 確認書類（登記事項証明書の原本など）の提示を受ける。	【継続】 対面での原本確認は、引き続き有効な方法として維持されます。